

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区新木場二丁目11番3号

氏名 コトブキ環境株式会社  
代表取締役 吉田 昌美



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成28年 6月10日

許可の有効年月日 平成35年 6月 9日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、  
動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令13号物  
(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) (水銀含有ばいじん等を含む)  
(以上19種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・  
陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上8種類)

### 2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都江東区新木場四丁目5番16号

(2) 東京都江東区新木場二丁目11番3号（地番：二丁目6-112）

### 3 許可の条件

(1) 2(2)の施設については、作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 2(2)の施設については、積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及び

その他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

この写しは、下記内容を証明を証する目的に限り、発行するものです。

産廃情報ネット公開用			
発行日	平成	年月	現在
発行者	コトブキ環境株式会社		
	記入者名		

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 6月10日 新規許可

平成28年 6月10日 更新許可 第4回

### 5 積替え許可の有無 無

### 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)



産廃エキスパート

認定番号: 3-14-B0029



この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

## 2 積替え保管施設

(1) 東京都江東区新木場四丁目5番16号

積替え保管面積: 39.6㎡ 最大保管高さ: 1.4m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	ドラム缶1個	0.20 m <sup>3</sup>
廃油 (容器入りのものに限る)	コンテナ1個	1.00 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯・廃HIDランプ・廃放電ランプ (いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	ドラム缶5個	1.53 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る)	コンテナ2個	16.0 m <sup>3</sup>
	合計保管量	18.7 m <sup>3</sup>

(2) 東京都江東区新木場二丁目11番3号 (地番: 二丁目6-112)

積替え保管面積: 165.0㎡ 最大保管高さ: 3.2m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類	コンテナ1個	8.00 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類 (圧縮・梱包されたものに限る)	直置き30個	26.4 m <sup>3</sup>
紙くず	コンテナ1個	8.00 m <sup>3</sup>
紙くず (圧縮・梱包されたものに限る)	直置き30個	26.4 m <sup>3</sup>
繊維くず	コンテナ1個	3.40 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類	フレコンバック24個	18.0 m <sup>3</sup>
	合計保管量	90.2 m <sup>3</sup>

(以下余白)

この写しは、下記内容を証明を証する目的に限り、発行するものです。		
<b>産廃情報ネット公開用</b>		
発行日	平成 年 月	現在
発行者	コトブキ環境株式会社	
	記入者名	